

在外選挙人登録申請（来館が困難な方に対する特例措置について）

1. 当館は、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しています。
2. 在外選挙人登録申請のために来館できない特別な事情がある方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に送付された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく、在外選挙人登録申請ができます。対象となる方は次の条件のいずれかを満たす方です。
 - （１） 身体が不自由な方、介護が必要な方、乳幼児がいらっしゃる方等
 - （２） 遠隔地にお住まいの方
 - （３） その他、在外選挙人登録申請のために在外公館に赴くことができない事情がある方（当館選挙担当にお問い合わせください）
3. 具体的な申請方法は、次のとおりです。
 - （１） 以下の必要書類を電子メールの添付ファイルにて送付してください。また、個人情報情報をメール送信する際は、ご自身の責任において、漏えい等のリスクも踏まえて慎重に御検討ください（当館では、個人情報保護のため、受信した電子メール及びその添付ファイルは不要になった時点で適切に削除します）。
 - [在外選挙人名簿登録申請書\(ダウンロード:PDF形式\)](#)
 - [申請時出頭免除願書\(ダウンロード:PDF形式\)](#)
 - 旅券身分事項ページ写し
 - 住所確認書類写し（３か月以上前に在留届を提出している場合は不要）

【メール送信先】 ryoji@ar.mofa.go.jp
 - （２） （１）の必要書類が当館に届き次第、当館から申請者ご本人に連絡し、ビデオ通話の日時を調整の上、申請者ご本人とビデオ通話を実施します。
 - （３） ビデオ通話では、ZOOM を利用します（通信に問題がある場合等にはご相談ください）。
 - （４） ビデオ通話の際には、申請者のご本人確認及び事前に送付した書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本及び住所確認書類原本（３か月以上前に在留届を提出している場合は不要）をご用意ください。
 - （５） 以下の場合、申請を受け付けることができないことがありますので、あらかじめご了承ください。
 - 物理的にビデオ通話を行うことが困難な場合
 - （２）の結果、申請者ご本人と連絡が取れない場合
 - （３）及び（４）の結果、ご本人確認ができない場合や申請書類の原本性に疑義がある場合

4. 在外投票を行うためには、事前に在外選挙人名簿登録申請を行い、在外選挙人証を入手しておく必要があります。まだ在外選挙人登録申請がお済みでない方で来館できない特別な事情がある方は、今後の国政選挙に備え、この特例措置をご利用ください。なお、在外選挙人登録には、原則申請時点で3か月以上当地に住所を有していることを確認させていただきます。また、登録手続きには3か月以上かかる場合がありますので、お早めの登録申請をお勧めいたします。

在ガーナ日本国大使館 領事班